

§ 1 事務手続早見表

は、県互助組合の事務

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
1 組合員になったとき	1 一般組合員になったとき ※ 転入等を除く (1) 正規職員、任期付職員（フルタイム）、再任用職員（フルタイム）、特別職常勤職員の場合	① 組合員資格取得（継続）届書 ② 組合員個人番号報告書 ③ 被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があ るときのみ） ④ 人事異動通知書（辞令書）の写し （県費負担の正規職員を除く） ⑤ 年金加入期間等報告書※ ⑥ 年金受給権者再就職届書及び年 金証書※ （公務員共済の年金受給権者のみ） ⑦ 組合員転入届書 （他支部・他の公務員共済の加入歴 がある場合のみ。直近の公務員共済 組合が当支部の場合は、提出不要） ⑧ 互助組合加入申込書 ※ 一般組合員としての資格喪失後、 1日も空けずに一般組合員として 資格取得する場合は、提出不要	1 1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ } 長期給付係 ⑦ } ⑧ 県互助組合	§6の2

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	(2) 会計年度任用職員（フルタイム・13月目）の場合	① 組合員資格取得（継続）届書 ② 被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があ るときのみ） ③ 人事異動通知書（辞令書）の写し ④ 勤務条件説明書等 ⑤ 出勤簿の写し ⑥ 年金加入期間等報告書 ⑦ 年金受給権者再就職届書及び年金 証書 （公務員共済の年金受給権者のみ） ⑧ 組合員転入届書 （他支部・他の公務員共済の加入歴 がある場合のみ。直近の公務員共済 組合が当支部の場合は、提出不要） ⑨ 互助組合加入申込書 （加入を希望する場合） ※ ③～⑤は、任用当初から現在まで のもの	1 1 1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに ⑨については共済資格 取得後20日 以内	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ } ⑦ } 長期給付係 ⑧ } ⑨ 県互助組合	§6の2
	2 短期組合員になったとき ※ 転入等を除く	① 組合員資格取得（継続）届書 ② 組合員個人番号報告書 ③ 被扶養者申告書 （被扶養者の要件を満たす人があ るときのみ） ④ 人事異動通知書（辞令書）の写し ⑤ 勤務条件説明書等 （臨時的任用職員を除く） ⑥ 組合員転入届書 （他支部・他の公務員共済の加入歴 がある場合のみ。直近の公務員共済 組合が当支部の場合は、提出不要） ⑦ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ 長期給付係 ⑦ 県互助組合	§6の2

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を							
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考	
	3 組合員が他の公務員共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は含まない。)	① 組合員資格取得(継続)届書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ }	§6の2	
		② 組合員個人番号報告書	1						
		③ 被扶養者申告書 (被扶養者の要件を満たす人があるときのみ)	1						
		④ 人事異動通知書(辞令書)の写し (県費負担の正規職員を除く)	1						⑥ } ⑦ } 長期給付係 ⑧ }
		⑤ 勤務条件説明書等 (臨時的任用職員を除く短期組合員のみ)	1						
		⑥ 組合員転入届書	1						
		⑦ 年金加入期間等報告書	1						
		⑧ 年金受給権者再就職届書及び年金証書 (一般組合員のうち公務員共済の年金受給権者のみ)	1				⑨ 県互助組合		
		⑨ 互助組合加入申込書	1						

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	4 組合員が公立学校共済組合他支部から転入したとき (県外の公立学校等の職員が、引き続き県内の公立学校等職員に採用されたとき)	① 組合員資格取得(継続)届書 ② 元の支部の組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等) ③ 組合員個人番号報告書 ④ 被扶養者申告書 (被扶養者の要件を満たす人があるときのみ) ⑤ 人事異動通知書(辞令書)の写し (県費負担の正規職員を除く) ⑥ 勤務条件説明書等 (臨時的任用職員を除く短期組合員のみ) ⑦ 組合員転入届書 ⑧ 年金加入期間等報告書 ⑨ 年金受給権者再就職届書及び年金証書 (一般組合員のうち公務員共済の年金受給権者のみ) ⑩ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ } ⑦ } ⑧ } 長期給付係 ⑨ } ⑩ 県互助組合	§6の2
	5 資格継続されたとき ※ 継続の手続が不要となっている職員を除く (任用が継続されたときや、任用が同じ任命権者により同じ任用種別、同じフルタイム・パートタイムの別で1日も空けずに再度行われたとき)	① 組合員資格取得(継続)届書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 勤務条件説明書等 (臨時的任用職員を除く短期組合員のみ) ④ 元の組合員証 (被扶養者証、高齢受給者証等) ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届 (組合員証番号が変更となるときで、20歳以上60歳未満の配偶者を引き続き被扶養者とするとき)	1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§6の2

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
2 組合員が県内の 公立学校等に異動 したとき ※ 他支部等への転出 は、19参照	1 県費負担の常勤職員が、県費 負担の常勤職員のまま、所属所 を異動したとき	不要						
	2 広島市費職員が、教育委員会 人事・給与システム対象所属所 間を異動したとき	不要						
	3 県費負担職員が市町費職員 になったとき	① 組合員異動報告書 ② 組合員証（被扶養者証、高齢受給 者証等） ③ 互助組合加入申込書 （県、県互助組合加入市町の場合） ④ ④退会給付金請求書	1	①新所属所長 ② } 組合員 ③ } ④ }	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } 短期給付係 ② } ③ } 県互助組合 ④ }	§8の1
	4 市町費職員が県費負担職員 になったとき		1					
	5 市町費職員から他の市町費 職員になったとき		1					
	6 広島市費職員が、対象システ ム(教育委員会人事給与システ ム対象所属所、庶務事務システ ム対象所属所)の異なる所属所 間で異動したとき	① 組合員異動報告書 ② 組合員証、被扶養者証、高齢受給 者証等)	1 1	①新所属所長 ②組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の1
	7 市町費職員が同一市町内で所 属所を異動したとき ※ 6 のときを除く	組合員異動報告書	1	新所属所長	支 部	速やかに	短期給付係	§8の1
	8 厚生年金保険の同一適用事業 所内の複数の所属所において 任用がある短期組合員につい て、主たる任用のある所属所に 変更があったとき	組合員異動報告書	1	新所属所長	支 部	速やかに	短期給付係	§8の1

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
3 組合員及び被扶養者 に関することで変更が 生じたとき	1 給付金の受取口座を変更する とき	組合員等情報変更申告書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§6の4
	2 氏名に変更があったとき	① 組合員等情報変更申告書 ② 組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等) ③ 国民年金第3号被保険者関係届 (組合員の被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の配偶者が氏名変更した場合のみ)	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の2
	3 住所、住民票上の住所に変更 があったとき	① 組合員等情報変更申告書 ② 住民票の写し(被扶養者が住民票上の住所を変更した場合のみ) ③ 国民年金第3号被保険者住所変更届 (組合員の被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の配偶者が住所変更した場合のみ)	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の3
	4 組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等)を紛失、若しくは著しく損傷したとき	① 組合員証等再交付申請書 ② 組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等) ※紛失したときを除く	1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の4
	5 個人番号に変更があったとき	① 組合員個人番号報告書(組合員の個人番号に変更があった場合) ② 被扶養者個人番号報告書(被扶養者の個人番号に変更があった場合)	1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の5

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
4 被扶養者の要件を備える人又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人が生じたとき	1 要件を備える人が生じたとき ※出産による場合は、給付金請求書と併せて提出	① 被扶養者申告書 ② 扶養事実申立書 ③ 被扶養者の住民票の写し ④ 認定要件を備えた日が確認できる書類 ⑤ 被扶養者個人番号報告書 ⑥ その他(手引 ^{〔§ 7〕} の3を参照) ⑦ 国民年金第3号被保険者関係届(国民年金第3号被保険者となる被扶養配偶者を認定する場合)	1 1 1 各1 1 1 1	組 合 員	ア 扶養手当が支給される場合 (7)所属所長が扶養手当の認定権者の場合 所属所長→支部 (イ)上記以外の場合 所属所長→上記(7)以外の扶養手当認定機関→支部 ※⑤は所属所長→支部に直接提出 イ 扶養手当が支給されない場合 所属所長→支部	速やかに ※ 申告書が、要件を備えた日から30日を過ぎて所属所長に提出された場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。	短期給付係	^{〔§ 7〕} の3
	2 要件を欠く人が生じたとき	① 被扶養者申告書 ② 被扶養者証、高齢受給者証 ③ 要件を欠く日が確認できる書類 ④ 国民年金第3号被保険者関係届(収入超過もしくは離婚等により被扶養配偶者ではなくなったとき)	1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	^{〔§ 7〕} の3

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
5-1 海外へ行くとき(海外日本人学校への派遣、配偶者同行休業等)	※40歳以上65歳未満の組合員が住民票を国外へ異動する場合		1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§5の2
①国内に住所を有しなくなったとき	介護保険適用外となり介護掛金・負担金を免除することができる	介護保険第2号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②再度国内に住所を有するに至ったとき	介護保険適用となり介護掛金・負担金を徴収しなければならない	介護保険第2号被保険者資格取得届書及び添付書類						
5-2 障害者支援施設等への入所	※40歳以上65歳未満の組合員の場合		1					
①入所したとき	介護保険適用外となり介護掛金・負担金を免除することができる	介護保険第2号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②退所したとき	介護保険適用となり介護掛金・負担金を徴収しなければならない	介護保険第2号被保険者資格取得届書及び添付書類						
6 結婚したとき	1 改姓したとき	① 組合員等情報変更申告書 ② 組合員証、被扶養者証	1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8の2
	2 配偶者を被扶養者として申告するとき	「4の1の提出書類」欄を参照	各1					§7の1

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
7 出産したとき	1 給付金を請求するとき	① 出産費、家族出産費、同附加金、 ④ 出産手当金請求書 ② 直接支払制度についての合意文書 ③ 費用の内訳を記した明細書等 ④ 証明願 (家族出産費を請求するとき、家族の 被扶養者認定日から出産日までの期間が 6ヶ月以内の場合)	1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§12
	2 子を被扶養者として申告するとき	「4の1の提出書類」欄を参照	各1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§7の1
	3 産前・産後休業中に給料が減額または無給となる時	① 出産手当金請求書 ② 給与明細書の写し	1 1					§12
	4 1年以上組合員であった人が資格喪失後6ヶ月以内に出産したとき	「1 給付金を請求するとき」の①②③		組合員であった人	支 部	速やかに	短期給付係	§14の4
8 産前産後休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき	産前産後休業掛金免除申出書及び添付書類	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	産前産後休業を開始する前月末日	経理貸付係	§5の2
		産前産後休業掛金免除変更申出書及び添付書類	1			出産した月の末日（月末出産の場合は翌月末）		
9 産前産後休業から育児休業を取得せずに勤務に復帰したとき	1 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の産前産後休業終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書及び添付書類 ② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9 10

こ ん な 場 合 に は			こ ん な 手 続 を						
			提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
10 育児休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき		育児休業等掛金免除申出書及び添付書類	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	育児休業 取得決定後 速やかに	経理貸付係	§5の2
	2 給付金の請求をするとき		① 育児休業手当金請求書(初回請求用) ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 育児休業取得月の給与支給明細書の写し	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育 委員会事務局を 除く) ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10の1
	【いわゆる「パパ・ママ育休プラス」制度に係る支給期間の特例により、当該子の1歳の誕生日から1歳2か月に達するまでの期間について請求する場合】		④ 請求者と配偶者との続柄がわかる書類(住民票等) ⑤ 配偶者の育児休業取得を証明する書類	1 1					
	3 育児休業手当金請求期間に変更があったとき		① 育児休業手当金請求書(休業期間変更・請求期間延長用) ② 育児休業期間に変更がある場合は、人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 請求期間延長の場合は、延長事由に該当することを証する書類 ④ 月の途中で育児休業復帰を行う場合は、育児休業復帰月の給与支給明細書の写し	1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育 委員会事務局を 除く) ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10の1
	4 育児休業期間(当該育児休業に係る子が満3歳に達する日までの期間)に変更があったとき		育児休業等掛金免除変更申出書及び添付書類	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§5の2
	5 貸付金の償還猶予を	受けるとき	償還方法申出書 ④ 償還猶予申出書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	休業する 前月20日	経理貸付係 県互助組合	§18の10 の 4
		受けないとき	償還方法申出書	1					

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
11 育児休業から勤務に復帰したとき	1 育児休業手当金が支給される月の途中で育児休業から復帰するとき（10の3のときを除く）	① 報酬支給額証明書 ② 育児休業復帰月の給与支給明細書の写し	1 1	組合員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 （県立学校・県教育委員会事務局を除く） ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10の1
	2 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の育児休業等終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬育児休業等終了時改定申出書及び添付書類 ② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類（3歳未満の子を養育する場合のみ）	1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9 10
12 3歳未満の子を養育することとなったとき（産前産後休業又は育児休業取得中の場合を除く）	1 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例を受ける（子の養育前と比して標準報酬月額が下回る月について、年金給付の計算の基礎となる標準報酬月額を養育前の額とする）とき	3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§4の9 10

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
13 病気になったとき、 又は負傷したとき	1 保険医療機関等で診療を受けるとき	組合員証(被扶養者証、高齢受給者証)	1	組 合 員 被扶養者	医療機関等		短期給付係	§9の1 の(1)
	2 入院等により高額療養費の 現物給付を受けるとき	① 公立学校共済組合限度額適用 認定申請書	1	組 合 員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9の1 の(5)
	3 緊急その他やむを得ない事情 により組合員証等を使用しな いで診療を受けたとき(国内の 場合)	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 診療報酬領収済明細書又は医療 機関の発行する領収書及び診療報 酬明細書	1 1	組 合 員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9の2 の(1)
	4 あんま、マッサージ、はり、 きゅうの施術を医師の指示に より受けたとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 医師の同意書 ③ 療養費支給申請書又は施術証明 書兼施術料金領収明細書	1 1 1					§9の2 の(1)
	5 治療用装具を購入したとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 領収書 ③ 診断書・装具装着証明書	1 1 1					§9の2 の(1)
	6 移送することを共済組合が 必要と認めたとき	① 移送費・家族移送費請求書 ② 領収書 ③ 医師の意見書	1 1 1					§9の2 の(2)
	7 人工臓器等の装着又は血友病 等の治療を受けたとき	① ④治療見舞金請求書 ② 医師の証明(初回請求時のみ、ただし 心臓ペースメーカーは、その都度必要)	1	組 合 員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§9の2 の 4

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	8 療養等のため給料が支給されないとき	① 傷病手当金・同附加金、㉔傷病手当金請求書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§10の3
		② 出勤簿の写し	1					
		③ 報酬支給額証明書及び給与明細書の写し(原則初回のみ。請求対象月に係る給与報酬が支給されたときに必要)	1					
		④ 生活能力等についての医師の意見書(原則初回のみ。休職中不要)	1					
		⑤ 日常生活等に関する申立書(原則初回のみ)	1					
		⑧ 年金等の支給決定又は額改定がある場合、年金証書又は年金改訂通知書の写し等	1					
	9 欠勤等により給料が支給されないとき	① 休業手当金請求書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10の4
		② 出勤簿の写し	1					
		③ 給与明細書の写し	1					
	10 介護休暇を取得したとき (66日目までは共済組合に請求、67日目以降は互助組合に請求)	① 介護休業手当金、㉔介護休業手当金請求書	1	組 合 員	所属所長 ↓ 給与支給機関等 (県立学校・県教育委員会事務局を除く) ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§10の2
		② 休暇簿の写し(初回請求時、又は介護休暇期間に変更があったときに必要)	1					
		③ 出勤簿の写し	1					
		④ 給与明細書の写し(共済組合に請求する場合のみ)	1					

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	11 交通事故等により負傷し療養を受けたとき(第三者加害)	① 損害賠償申告書 ② 第三者加害報告書 ③ 第三者加害発生状況報告書 ④ 加害者関係事項 ⑤ 確約書 ⑥ 治癒届 ⑦ 交通事故証明書 ⑧ その他(詳しくは手引 § 9 を参照)	1 1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9の4
14 義肢等補装具を 購入、修繕したとき	義肢等補装具を購入、修繕したとき	① 義肢等製作費助成請求書 ② 診断書 ③ 領収書	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§9の2 の 3
15 災害を受けたとき	組合員の住居又は家財が損害(1/5程度以上)を受けたとき、又は床上浸水があったとき	① 災害見舞金、④ 災害見舞金請求書 ② り災証明書 ③ り災状況等報告書 ④ り災部分等の写真 ⑤ 家財被害状況内訳書 ⑥ 家屋平面図(り災部分を朱書) ⑦ 修繕見積書(業者作成) ⑧ 家屋の価値がわかる書類 ⑨ その他(支部に確認してください)	1 1 1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§13の1

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
16 各種資金を借り たいとき等 1 共済組合貸付金 (※すべての貸付金申 込みについて「貸付事 業における個人情報 に関する同意書」・「借 入状況等申告書」およ び「最新(直近)の給料 明細書等の写し」の添 付を要する。 (※教育貸付け及び住 宅貸付けで、加入を希 望する場合は「団体信 用生命保険適用申込 書」を提出。	(1) 一般貸付け 組合員が臨時に資金を必要 とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 必要額が確認できる書類 (貸付金額100万円以上のとき) ④ 辞令の写し(特別貸付けのみ) ⑤ 勤務条件等説明書(特別貸付けで 給与が日額又は時間給の場合のみ)	各 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(1)
	(2) 特別貸付け 任期を定めて採用されてい る組合員が臨時に資金を必要 とするとき	④ 辞令の写し(特別貸付けのみ) ⑤ 勤務条件等説明書(特別貸付けで 給与が日額又は時間給の場合のみ)						
	(3) 教育貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者 でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校 教育法に規定する大学等に入学 するため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 合格通知書の写し又は入学許可 書の写し ④ 必要額が確認できる書類						§18の1 の(5)
	組合員、被扶養者又は被扶養者 でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校 教育法に規定する大学等に修学 するため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在学証明書(原本) ④ 必要額が確認できる書類						
	(4) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災 その他の非常災害を受けたため 資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ り災事実証明書	各 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(6)
	(5) 医療貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない 配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母 (配偶者の父母を含む。)が医療を 受けるため資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 医師の診断書						§18の1 の(7)

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	(6) 結婚貸付け 組員又は子が結婚するため 資金を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 挙式申込受理書の写し又は仲人 の証明書等 ④ 必要額が確認できる書類						§18の1 の(8)
	(7) 葬祭貸付け 組員が被扶養者又は被扶養者 でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹 若しくは父母(配偶者の父母を 含む。)の葬祭を行うため資金 を必要とするとき	① 貸付申込書 ② 借用証書 ③ 葬儀等対象者の死亡の事実及び 組員との続柄が確認できる書類 ④ 葬儀又は法事等を行うことを明ら かにする書類及び必要額が確認でき る書類又は墓地の取得等に係る購入 費用及び購入日を確認できる書類						§18の1 の(9)
	(8) 住宅貸付け ア 住宅の新築、増築、改築、 移築のため資金を必要とす るとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 敷地の登記事項証明書(本人名義 でない場合は工事承諾書の写しを添付) ④ 建築の確認済証等の写し ⑤ 住宅の平面図 ⑥ 工事請負契約書の写し ⑦ 増築、改築の場合は既存建物の 登記事項証明書						§18の1 の(2)

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	イ 住宅の購入のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅の平面図 ④ 売買契約書の写し ⑤ 住宅の登記事項証明書又は確認 済証等の写し ⑥ 敷地の登記事項証明書	各 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18 の1 の(2)
	ウ 敷地の購入のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 売買契約書の写し ④ 敷地の登記事項証明書(農地の 場合は農地転用許可書の写し又は 受理証明書の写し) ⑤ 住宅新築工事に係る誓約書						
	エ 住宅の借用のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅の平面図						
	オ 敷地の借入のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅新築工事に係る誓約書						
	カ 敷地の補修のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 補修箇所の図面又は写真 ⑤ 市区町村、警察署、消防署等の所轄 官公署が発行するり災事実証明書 ⑥ 敷地の登記事項証明書(本人名義 でない場合は工事承諾書の写しを添付)						

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	キ 住宅の修理のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 住宅の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付) ⑤ 修理箇所の図面又は写真	各 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(2)
	(9) 住宅災害貸付け 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき	① 住宅災害貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類 ④ り災害実証明書						§18の1 の(3)
	(10) 介護住宅貸付け 介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき	① 介護住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ④ 介護構造部分の内容及び必要額の確認できる書類 ⑤ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類						§18の1 の(4)
	(11) 高額医療貸付け 組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき	① 高額医療貸付申込書 ② 保険医療機関等が発行する請求書の写し又は領収書の写し				随 時		§18の1 の(11)
	(12) 出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき	① 出産貸付申込書 ② 母子健康手帳の写し ③ 医師等の証明書 ④ 異常分娩又は人工中絶による場合は、医療機関等の請求書の写し又は領収書の写し						§18の1 の(12)

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	2 住宅貸付けを借受け、工事等が完了したとき (1) 住宅の新築、増築、改築、移築の場合	① 完了報告書 ② 次のいずれかの書類 ・登記事項証明書(登記完了後)の原本 ・工事引渡書の写し	各 1	組 合 員	支 部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18 ^{の13} の(1)
	(2) 住宅の修理の場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						
	(3) 住宅及び敷地の購入の場合	① 完了報告書 ② 登記事項証明書(所有権登記後)の原本						
	(4) 転入前の共済組合への返済(借換)の場合	① 完了報告書 ② 転入前の共済組合に支払った振込金受領書又は返付された借用証書の写し	各 1	組 合 員	支 部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18 ^{の13} の(1)
	(5) 住宅及び敷地の借入れの場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						
	3 貸付資格証明書を必要とするとき (1) 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付予定資格証明願	各 1	組 合 員	支 部		経理貸付係	§18 ^{の15}
	(2) 貸付金残高証明書を必要とするとき	貸付金残高証明願						
	(3) 住宅貸付けの年末残高等証明書を必要とするとき	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書						
	2 県互助組合貸付金 ※すべての資金貸付申込みについて貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書の添付を要する。	(1) 一般資金貸付け 組合員が臨時に資金(住宅又は土地の資金を除く。)を必要とするとき (2) 特別資金貸付け ア 結婚 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、結婚するために資金を必要とするとき	各 1	組 合 員	所 属 長 ↓ 県互助組合	毎月1日と10日	県互助組合	§18 ^{の1} の(1)
		① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書						§18 ^{の1} の(8)
		③ 挙式予約申込受理証明書、仲介の証明書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	イ 教育 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、学校教育法に規定する大学等に、入学又は修学するために資金を必要とするとき	③ 入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類	各 1	組 合 員	所 属 長 ↓ 県互助組合	毎月 1 日と 10 日	県互助組合	§18 の 1 の(5)
	ウ 医療 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、医療を受けるために資金を必要とするとき	③ 医師の診断書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						§18 の 1 の(7)
	エ 葬祭 組合員、子、孫、兄弟姉妹が、父母の埋葬を行うために資金を必要とするとき	③ 死亡の事実が確認できる書類の写し ④ 組合員との続柄が確認できる書類						§18 の 1 の(9)
	オ 海外研修 組合員が海外研修をするために資金を必要とするとき	③ 旅行者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し						§18 の 1 の(10)
	カ 海外赴任 組合員が海外赴任するために資金を必要とするとき	③ 海外赴任の事実が確認できる書類の写し						
	(3) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ④ 工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ⑤ 登記事項証明書 (本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ⑥ 住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真	各 1	組 合 員	所属所長 ↓ 県互助組合	毎月 1 日と 10 日	県互助組合	§18 の 1 の(3)
	(4) 訴訟貸付け 組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類						§18 の 1 の(13)

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
17 財形貯蓄をするとき	1 新規加入するとき	① 依頼書 ② 財形申込書 ③ 非課税貯蓄申告書 ④ 非課税貯蓄申込書 (一般財形貯蓄の場合は①②のみ)	1 1 1 1	契 約 者	契 約 者 ↓ 契約金融機関 ↓ 健康福利課 又は 契 約 者 ↓ 健康福利課	4月1日～ 4月15日 及び 8月21日～ 9月15日	福利調整係	
	2 積立額の変更をするとき	① 依頼書 ② 預入額変更申込書	1 1			変更後 速やかに		
	3 氏名、住所、勤務先が変更したとき	異動申告書	1			変更しようとする 月の前月15日まで		
	4 非課税限度額の変更をするとき	① 依頼書 ② 限度額変更申告書	1 1			中断・復活し ようとする月の 前月15日まで		
	5 積立の中断・復活をするとき	① 依頼書 ② 中断申込書又は復活申込書	1 1			育児休業開始 の20日前まで		
	6 育児休業等による2年以上の積立 中断で非課税措置を継続するとき	育児休業等の財産形成非課税貯蓄 継続適用申告書	1			積立中止しよ うとする月の 前月15日まで		
	7 解約するとき	① 依頼書 ② 非課税貯蓄廃止申告書	1 1			退職後 速やかに		
	8 積立期間が満了するとき	① 依頼書 ② 非課税適用確認申告書	1 1					
	9 退職したとき	退職等申告書 (財形年金貯蓄の場合のみ)	1					
18 個人型確定拠出 年金（iDeCo（イデ コ））をするとき	新規加入等に当たり事業主の証 明が必要なとき	① 第2号加入者に係る事業主の証 明書（共済組合員用） ② 基礎年金番号等の取得及び利用 の取扱いに関する同意書 ③ 返信用封筒	1 1 1	契 約 者	健康福利課		福利調整係	§20の2

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
19 組合員でなくな ったとき (死亡した場合を除く。)	1 共済組合 1 退職したとき (1) 組合員が資格を喪失する とき	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し等 (県費負担職員の正規職員を除く) ③ 組合員証(被扶養者証、高齢受給 者証等) ④ 退職届書 ⑤ 老齢厚生年金受給に係る提出書類 (一般組合員のうち公務員共済の老齢 厚生年金受給権者のみ。該当者がい る場合、長期給付係に電話連絡)	1 1 1 1 1	①所属所長 ② } } 元組合員 ⑤ }	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } 長期給付係	§14の2
	(2) 任意継続組合員になるこ とを希望するとき(退職の日 の前日まで引き続き1年以上 組合員であった人に限る。)	任意継続組合員申出書	1	元組合員	所属所長 ↓ 支 部	退職の日か ら起算して 20日以内	短期給付係	§14の4 の(1)
	(3) 一般組合員期間が6ヶ月 以上で組合員期間等が25年 未満の日本国籍を有しない 次の人 ア 年金等を受ける権利を有しない イ 日本国内に住所を有しない	① 脱退一時金請求書 ② パスポート(旅券)の写し ③ 一時金を受領する金融機関が 確認できる書類	1 1 1	元組合員	公立学校 共済組合 理 事 長	出国後 2年以内	長期給付係	
	2 他の公務員共済組合へ転出したとき (例)・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 等 (私立学校共済組合は含まない。)	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し等 (県費負担職員の正規職員を除く) ③ 組合員証(被扶養者証、高齢受給者 証等) ④ 組合員転出届書 ⑤ ④退会給付金請求書	1 1 1 1 1	①所属所長 ② } } 元組合員 ⑤ }	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④長期給付係 ⑤県互助組合	§14の2

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	3 県外の公立学校共済組合へ 転出したとき (県内の公立学校等の職員が、引き続き 県外の公立学校等職員に採用されたとき)	① 組合員資格喪失報告書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し等 (県費負担職員の正規職員を除く) ③ 組合員転出届書 ④ ④退会給付金請求書	1 1 1 1	①所属所長 ② ③ } 元組合員 ④	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } 短期給付係 ② } ③ 長期給付係 ④ 県互助組合	§14の2
	2 県互助組合 (1) 給付金の請求をするとき	④退会給付金請求書	1	元組合員	県互助組合	速やかに	県互助組合	§14の3
	(2) 退職医療制度に加入するとき	④退職医療組合員申出書	1	元組合員	県互助組合	退職の翌日 から30日以内	県互助組合	§14の4 の(3)
	20 一般組合員であ る間に初診日のある 傷病により障害等級 に該当する障害の状 況になったとき Ⅰ 障害等級1～3級 に該当するとき	① 障害給付請求事由確認書 ② 病歴・就労状況等申立書 ③ 診断書 ④ その他	1 1 各1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	
Ⅱ 障害等級1～2級 に該当するとき	(2) 障害厚生年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月 日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1 1		※該当すると思われる場合に は、事前に長期給付係にご 連絡ください。			§15の1
	障害基礎年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月 日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1					§15の2
	Ⅲ 一般組合員であ る間に初診日のある 傷病が5年以内 に治り、障害厚生 年金が受けられな い程度の障害の状 態にあるとき (年金受給者を除く)	① 障害手当金決定請求書 ② 診断書 ③ その他	1 1 1					§15の3

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
21 死亡したとき	1 共済組合							
	(1) 組合員が死亡したとき (任意継続組合員を含む。) ア 組合員証等の返納	① 組合員資格喪失報告書 ② 組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等)	1 1	①所属所長 ②被扶養者(遺族)	支 部	速やかに	短期給付係	§16の2
	イ 被扶養者がいるとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類(埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者	所属所長 ↓ 支 部			
	ウ 被扶養者がいないとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類(埋火葬許可書等の写し) ③ 埋葬に要した費用の明細書及び領収書	1 1 1	埋葬を行った人	所属所長 ↓ 支 部			
	(2) 組合員が資格喪失後3月以内に死亡したとき (任意継続組合員を含む。)	① 埋葬料請求書 ② 死亡の事実を証明する書類(埋火葬許可書等の写し) ③ 埋葬に要した費用の明細書及び領収書(被扶養者が請求する場合は不要)	1 1 1	被扶養者 又は埋葬を行った人	支 部	速やかに	短期給付係	§14の4 の(2)
	(3) 被扶養者が死亡したとき	① 被扶養者申告書 ② 被扶養者証、高齢受給者証等 ③ 家族埋葬料(同附加金)請求書 ④ 死亡の事実を証明する書類(埋火葬許可書等の写し) ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届(配偶者死亡のときのみ)	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§17
	(4) 組合員が非常災害により死亡したとき	① 弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写し等) ③ 遺族の順位が確認できる書類 ④ 事故報告書(様式は、広島支部から送付)	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§16の3

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	(5) 被扶養者が非常災害により死亡したとき	① 家族弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 ③ 事故報告書 (様式は、広島支部から送付)	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§17の2
	(6) 遺族厚生年金 ア 一般組合員が死亡したとき イ 退職後に、一般組合員である間に初診日がある傷病により、初診日から5年を経過する日より前に死亡したとき ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害厚生年金(障害共済年金)の受給権者が死亡したとき エ 老齢年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である人が死亡したとき	① 遺族厚生年金決定請求書 ② 住民票 ③ 死亡の事実及び請求者の生年月日並びに遺族の順位が確認できる書類 ④ 所得証明書等 ⑤ その他	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§16の4
	(7) 遺族基礎年金 一般組合員が死亡したとき、18歳到達年度の末日までにある子、又は20歳未満の障害のある子がいるとき	上記と同じ	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§16の5
	(8) ファミリー応援金 組合員が死亡したとき	支部から所属所へ、別途連絡する。					健康管理係	§21の3

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
	(9) 共済貸付を利用していた場合 ア 組合員が死亡したときに、共済組合の貸付金を償還中であった場合 イ アのうち、共済組合の貸付金に係る団信（団体信用生命保険）に加入している場合	①未償還元利金の控除に関する承諾書	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§18の9
		①未償還元利金の控除に関する承諾書 ②貸付償還金受領の代表者を定める同意書 ③死亡証明書 ④在籍証明書	1 1 1 1	遺 族 遺 族 遺 族 所 属 所	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§18の9 §18の12
	2 県互助組合 (1) 組合員が死亡したとき	① 死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実及び組合員と遺族の続柄を確認できる書類 ③ 組合員の死亡当時、組合員と同居していた親族が確認できる書類 ④ 請求・受領に関する委任状（遺族に同順位者が2人いるときのみ） ⑤ 退会給付金請求書	1 1 1 1 1	遺 族	所 属 長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	§16の3
	(2) 組合員が死亡したときに、18歳以下で就学中の遺児があるとき	① 遺児育英資金請求書 ② 遺児と組合員との続柄を確認できる書類 ③ 在学証明書（遺児が義務教育を修了しているとき）	1 1 1	遺 児				
	(3) 被扶養者が死亡したとき	① 家族死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類	1 1	組 合 員				

こ ん な 場 合 に は		こ ん な 手 続 を						
		提 出 書 類	部数	提 出 者	提 出 先	提出期限	事務局の窓口	本 文 参 考
22 任意継続組合員の資格を喪失するとき	(1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等を含む。)	1	組 合 員	支 部	速やかに	短期給付係	§14の4 の(1)
	(2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき							
	(3) 死亡したとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書 ② 任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等を含む。) ③ 「21 死亡したとき」の提出書類を参照	1 1 各 1	被扶養者 又は遺族				
	(4) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書 ② 任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等を含む。) ③ 後期高齢者医療被保険証の写し	1					
	(5) 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書 ② 任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等を含む。) ③ 新しく交付された保険証の写し等	1 1 1					
	(6) 国民健康保険に加入する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき	① 任意継続組合員資格喪失申出書 ② 任意継続組合員証(被扶養者証、高齢受給者証等を含む。) ※資格喪失日以降、速やかに返納	1 1					
23 福祉保険制度・アイリスプランに加入するとき	1 共済組合の福祉保険制度に加入するとき	本部より送付される加入申込書	1	組 合 員	本 部	7 月	健康管理係	§21の1
	2 アイリスプランに加入するとき	本部より送付される資料請求書	1	組 合 員	本 部	11月	健康管理係	§21の2
24 福祉施設を利用するとき	1 直営宿泊保養施設を利用するとき	電話により施設へ直接申込む		利 用 者	各 施 設	早めに		§19の5
	2 宿泊保養施設の利用補助を受けたいとき	宿泊保養施設利用補助券	1	組 合 員	所属所長	早めに	健康管理係	§19の6